

いじめ問題に関する評価の実施状況

評価項目	評価観点等の内容	評価 (最高4)	分析及び改善策 (○…成果、●…課題)
1 日頃の児童生徒理解	・日常的に生徒の言動を観察し、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努めているか。	3. 5	○学校生活の生徒の変容があれば、学級・学年に関わる教員同士で速やかに共有し、組織的な対応を図ることができた。 ●SNS の不適切な使用、夜間徘徊、外泊、タブレット端末使用等、年間を通して保護者への協力依頼をすることが多かった。これら学校生活外の諸問題について、引き続き、家庭への協力を進めながら、連携強化を図っていく。
2 未然防止や早期発見	・定期的にアンケートを実施したり、日々観察したりするなどして、問題の把握に努めているか。 ・ささいな兆候であってもいじめとの疑いを持って早期発見に努めているか。	3. 5	○月 1 回の生活アンケートを定期的に行っている。年 2 回の教育相談と必要に応じて個別面談を通して、早期発見に努めた。 ○生徒からの個別相談により、未然防止できた事案もあり、学校全体の規範意識の高まりを感じている。
3 いじめへの迅速適切な対応	・いじめの通報・発見があった際に、速やかに関係教職員に連絡し、情報を共有し、対応しているか。 ・生活アンケートや個人面談で正確な情報収集を行い、生徒の寄り添う指導を行っているか。	3. 8	○ささいなトラブルも、まず「いじめの芽」の側面はないか、被害生徒に十分な聞き取りを行うなど、被害生徒に寄り添う対応を徹底した。 ○得た情報をもとに、いじめ対策委員会を開き、情報共有・方向性確認を管理職・関係職員で迅速に行った。
4 組織的な取組	・日常的に、生徒指導部会や学年部会を中心として生徒の情報を共有しているか。 ・いじめが起こった場合には、対策委員会を中心として、機動的、組織的に対応する体制が整備されているか。	3. 8	○生徒指導部会と特別支援教育部会を隔週 1 回定例会として実施。必要に応じて、c4th で全職員との情報共有を図った。
5 方針等の共有 (保護者・地域)	・「いじめ防止基本方針」や「家庭教育 10 か条」の内容を家庭・地域に周知し、その内容や取組の共有を図っているか。	3. 2	●ホームページに「いじめ防止基本方針」や「家庭教育 10 か条」を掲載しているものの、保護者への周知は、学校評価の結果から不十分と判断している。学級・学年 PTA の機会を通じて、参加した保護者から周知の輪を広げていく。
6 その他 学校教育目標の実現	・「豊かな人間性を身に付け、たくましく自分の人生を切り拓いていく生徒の育成」という学校教育目標の実現に向けて努力しているか。	3. 4	●具体的な検証の機会が必要である。特に、道徳教育や特別活動、キャリア教育等において、学校教育目標追究を意識した授業づくりを進めることで、検証していく。